

町内会活動中傷害保険 手引き



この保険は、安心して町内会活動を行っていただくため、町内会活動中の万が一の事故に備えるための補償制度です。

帯広市町内会連合会が各町内会の代表者として契約しており、帯広市町内会連合会に加盟している町内会が利用することができます。

～ 加入と掛け金について ～

【傷害保険の加入】

この保険は、帯広市町内会連合会が代表となって保険会社と契約しており、町内会活動中に起きた事故の補償を受けられるものです。

各町内会において、保険加入の手続きは必要ありません。

対象となるのは、町内会加入者とその家族です。

【保険料】

この保険の掛け金は、町内会からの保険料と帯広市の補助金（1/2 相当）で支払っています。

町内会が支払う保険料は、毎年 5 月に町内会に送付している町内会負担金納付書の「帯広市町内会連合会会費」に含まれています。保険料は、町内会の加入戸数により、以下のとおりとなっています。

< 保険料算出基準 >

町内会加入戸数	金額
30戸以下	1,000円
70戸以下	2,000円
120戸以下	3,000円
121戸以上	4,000円

帯広市町内会活動中傷害保険の内容

◆ 保険の種類

- 1 傷害補償・・・住民の傷害事故を補償
→ 住民がケガを負った場合に支払われるもの
- 2 賠償責任補償・・・第三者への賠償事故を補償
→ 第三者に対して負う損害賠償を補償するもの

◆ 補償内容

1. 傷害補償(住民が対象)

住民が「町内会活動等に従事中または参加中」に、「急激かつ偶然な外来事故」によって、ケガをした場合に支払われる補償です。

(例；「清掃作業中に団地の斜面で足を滑らせ転倒しケガをした」「運動会の競技中に負傷した」「町内会の会合から帰る途中、転倒しケガをした」等)

- (1) 死亡保険金・・・事故の日から、180 日以内にそのケガがもとで死亡したとき、保険金を支払います。

＜補償額＞ 300万円

- (2) 後遺障害保険金・・・事故の日から、180 日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じた時、保険金を支払います。(その程度に応じて)

＜補償額＞ 9万 ～ 300万円

- (3) 入院保険金・・・事故の日から、180 日以内にそのケガによる入院（入院に準じた状態を含みます）の日数1 日に対して 180 日を限度として入院保険金を支払います。

＜入院保険金（日額）＞ 3,000円

(4) 通院保険金・・・事故の日から、180 日以内のそのケガによる通院（往診を含みます）の日数 1 日に対して、90 日を限度として通院保険金を支払います。

ただし、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の通院については対象になりません。

＜通院保険金（日額）＞ 2,000円

2. 賠償責任補償（町内会及び住民が対象）

町内会及び住民が次の事故により、他人の生命、身体を害し、または財物を損壊したことにより、法律上の賠償責任を負った場合に支払われる補償です。

- イ) 町内会が所有、使用、管理する施設に起因する事故。
- ロ) 町内会が行う町内会活動の遂行に起因する偶然な事故。
- ハ) 町内会に加入している住民が、町内会活動に従事している間または、町内会行事に参加している間に生じた事故。
（例：「運動会のテントを収納する際、テントの脚を変形させてしまった」「盆踊りのやぐら等が倒れ、お客さんがけがをした」等）

＜賠償保険金＞ 1 億円（限度額）

◆ 補償の対象とならない事故

1. 傷害補償

- ・ 故意、重大な過失による事故
- ・ 自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- ・ 無資格運転、酒酔い運転による事故
- ・ 脳疾患、疾病、心神喪失による事故
- ・ 妊娠、出産、早産による医療処置
- ・ 地震、噴火、洪水、津波などによる事故
- ・ 戦争、外国の武力行使による事故
- ・ 頸部症候群（むちうち）または腰痛で他覚症状のないもの

2. 賠償責任補償

- ・ 給排水管、冷暖房装置、スプリンクラーなどからの蒸気、水の漏水などによる事故
- ・ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪などによる事故
- ・ 施設の修理、改造、取り壊し等の工事による事故
- ・ 昇降機、自動車の所有、使用または管理に起因する事故

◆町内会活動保険Q&A◆

Q1 「町内会活動」とはどのような活動のことですか

答： 町内会活動は、「町内会が企画、立案し、総会や運営委員会または会則に基づく手続きを経て決定された活動および行事」をいいます。地方自治体が行う活動、行事に町内会が参加した場合も対象になります。しかし、協賛・後援等の名目だけのかかわりをもつ事業での事故の場合は対象外です。

【具体的な事業・行事】

- ①総会・役員会等の会議や研修会など
- ②運動会、レクリエーション、親睦活動、防犯パトロール、防犯灯の設置
- ③町内清掃、資源回収、広報紙・回覧板の配布、草刈活動、葬儀手伝いなど

Q2 対象となる「住民」の要件はありますか

答： 以下の①～③の要件をいずれも満たすものをいいます。

- ① 町内会に加入していること
- ② 町内会の所在する地域に生活の本拠を有すること
- ③ 自然人であること
 - ・個人事業主については、加入形態が仮に商店名となっても、事業主本人および生計を共にする同居の親族を含みます(事業主は、町内会の所在する地域に生活の本拠を有することが前提となります。)
 - ・法人については、代表者は個人事業主に準じて取り扱います(代表者は町内会の所在する地域に生活の本拠を有することが前提となります。)
 - ・法人の従業員は、別途個人で町内会に加入していない限り対象外です。

Q3 「町内会活動等に従事中または参加中」とはどのような状況をいいますか

答： 町内会活動等に従事または参加の目的（町内会行事の見物、見学、応援等を含みます。）をもって、通常の経路により住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ町内会の管理下（町内会の指揮、監督および指導下をいいます。）にある間をいいます。

Q4 市が主催する河川清掃や地区連合町内会の運動会などは対象になりますか

答： 市が主催する行事や地区連合町内会が行う行事については、各町内会に事前に計画が案内され、それを受けて各町内会で当該活動・行事の実施・参加について役員会や総会で決議され、その内容が行事予定表（計画表）または議事録により確認できれば対象となります。

Q5 町内会の組織の中に、子ども会、老人会があり、そこで行う行事は対象になりますか

答： 子ども会、老人会（老人クラブ）がこの保険の対象になるのは、以下の①②の要件をいずれも満たした場合です。また、町内会に同好会やサークルを設置している場合も同様です。

- ① 町内会として、運営費・活動費の支出を行っていること
- ② 子ども会・老人会・同好会などが、町内会内に町内会員で組織されており、それらの活動を、町内会が町内会活動と認識していること

Q6 複数の町内会で結成する老人クラブや連合町内会で結成している老人クラブは対象になりますか

答： いずれの老人クラブの場合も、Q5と同様、要件①②を満たした場合は対象になります。



保険の対象になる活動は、「町内会活動として実施・参加」した場合です。地区連合町内会や子ども会などは、活動の基本は町内会ですから「町内会活動」となりますし、老人クラブの活動も、Q5の要件①②が満たされていれば対象になります。

Q7 町内会行事のための準備や練習は対象になりますか

- 答：（１）準備；当日の会場設営のための準備等、行事を行うための打ち合わせ、会場の下見、飾り付けや看板等の準備も対象となります。
- （２）練習；スポーツ大会の練習や盆踊りの練習などは、個人で行っている場合はその行事のための練習なのか判別出来ないため対象外です。しかし、町内会役員や当該行事の責任者の立ち会いのもとに行われている場合は対象となります。
- （３）あとかたづけ・更衣・慰労会； 行事のあとかたづけや更衣は対象となります。行事のあと慰労会を行う場合は、当該経費を町内会として予算化している場合に限り、対象となります。

Q8 行事の際の休憩、自由行動の取扱いはどうなりますか

答： 行事途中での休憩は対象となります（休憩時間中、当該行事を行っている場所から離脱して、私的な目的で活動している間を除きます）。また、目的地での自由解散については、自由解散後の個人の行動は対象とはなりません（会場と住居との往復途上は、「通常の経常の経路」であれば対象となります）。

Q9 旅行などの宿泊を伴う行事の場合の取扱いはどうなりますか

答： 旅行等が目的の行事の場合は、観光自体が目的であり全員で行動しないケースもあることから、目的地に到着してから目的地を出発するまでの間は補償の対象となります。ただし、この場合でも自由解散後の個人行動は除きます。

Q10 地域の安心安全の活動での見守り活動は対象になりますか

答： その活動があらかじめ町内会で計画・確認されていることが必要になります。総会議案書などに、「通学路の見守り活動」、「児童生徒の安全活動」などの項目で事業計画などに記載されていることが必要です。

◆ 事故発生後の報告・請求手続

1. 事故が発生したら直ちに以下の内容を事務局に報告して下さい。

○事故の日時 ○場所 ○事故の状況 ○傷害または損害の程度

★傷害事故の場合 … 受傷者の氏名・住所・年齢・電話番号・通院先

★損害事故の場合 … 被害者（所有者）の氏名・住所・電話、修理先 など

2. その後の手続き～保険金の支払いまで

事故報告後、治療あるいは修理が終了してから保険金請求の手続きを行います。

必要書類は、事務局からご本人あるいは町内会長に送付して手続きを進め、手続き終了後に指定口座に保険会社から保険金が振込みとなります。

※ 詳しい内容は、帯広市町内会連合会事務局までお問い合わせください。

【事務局】 〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1

帯広市市民活動課内（庁舎3階）

直通電話 (0155) 65-4130 / FAX (0155) 23-0156